

[事案 23-131] 解約無効確認・死亡保険金支払請求

・平成 23 年 12 月 26 日 裁定打切り

※本事案は、[事案 23-130]と同一の申立人が、別の保険会社に対して申立てを行ったものである。

<事案の概要>

法人である申立人の契約を、代表権のない監査役が無断で解約したとして、解約を無効とし、契約の有効を前提とした死亡保険金の支払いを求めて申し立てのあったもの。

<申立人の主張>

申立人（法人）は、平成 13 年 3 月に終身保険に加入していたが、平成 20 年に代表権がなく無権限の監査役が代表者になりすまして解約請求書を作成し、解約していた。無権限者による解約手続は無効なので、保険会社は、契約が有効に継続していたことを認め、平成 22 年の被保険者（代表取締役）死亡について、死亡保険金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

申立契約の解約手続は、担当者が当時の代表取締役に面談して解約意思を確認の上、代表取締役から直接解約請求書を受取って手続を行っており、有効である。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者双方が提出した書面等に基づいて審理したが、下記のとおり、本件の適正な解決は、裁判外紛争解決機関である当裁定審査会がよくなし得るところではないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 32 条第 1 項 4 号により、裁定打切り通知にて理由を明らかにして、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1) 本件について裁定を行うには、解約請求書の筆跡が、当時の代表取締役本人のものか、そうでなかったとしても、申立人を代表する権限を有する代表取締役が申立契約の解約に同意していたかどうか重要な争点となり、これらの事実については、申立人の当時の代表取締役ならびに監査役および保険会社の担当者の供述、場合によっては筆跡鑑定等に基づき、慎重な審理・判断が必要になる
- (2) しかし、本件では当時の代表取締役が死去していること、裁判外紛争解決機関である審査会には、証人尋問の実施や第三者に記録の提出を求める権限はなく、専門家による鑑定を囑託する手続も存在しないことから、審査会において事実関係を明らかにすることは困難である。本件については、裁判所における訴訟手続に従うことが妥当であり、厳密な証拠調べ手続をもたない審査会において裁定を行うには適当でない。